

1. 再生可能エネルギー発電設備認定申請書

(1) 申請書様式

【バイオマス発電の場合】

様式第1 (第7条関係)

① → 再生可能エネルギー発電設備認定申請書
(10kW未満の太陽光発電設備を除く)

② → 平成27年2月15日

経済産業大臣 殿

③ → (ふりがな) とうきょうとちよだくかすみがせき
申請者住所 (〒100-0081) 東京都千代田区霞が関1-1-1
(ふりがな) けいざいさんぎょうかぶしきがいしゃ
だいひょうとりしまりやくしゃちょう けいざい いちろう
氏名
経済産業株式会社 代表取締役社長 経済一郎 印
(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の規定により、再生可能エネルギー発電設備の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

申請設備情報 第1表による

申請設備使用燃料一覧 第2表による (バイオマス発電の場合)

担当経済産業局 (注1)

C ← ④

第1表

申請設備情報（注2）

| 再生可能エネルギー発電設備の概要 | | | 備考 | |
|-------------------------------|-----------------------------------|--|----------|--------------------------------|
| 設備情報 | 発電設備の区分 (注3) | ○ | ← ⑤ | |
| | 発電出力 (kW) (注4) | 8,500.0 | ← ⑥ | |
| | 設備名称 | 経済クリーンバイオマス発電所 | | |
| | 設備の所在地 (注5) | 東京都千代田区霞が関1-1-1 | □別途一覧表あり | |
| | 設備の形態 | (複数選択可) <input type="checkbox"/> 屋根置き (□既設の建物等 □建設予定の建物等) <input type="checkbox"/> 地上設置 | ← ⑦ ⑧ | |
| | 運転開始予定日 (注6) | 運転開始予定日：平成29年4月1日 | □既設設備 | |
| | 太陽電池に係る事項 (注7) | 製造事業者名 | | ← ⑨ |
| | | 種類 | | |
| | | 変換効率 | | □真性変換効率 □実効変換効率 □除外事項該当性 |
| | | 型式番号 | | |
| 電気事業者への電気 供給量の計測方法 (注8) | 配線図（単線結線図）のとおり （1の需要場所に1引込の配線） | ← ⑩ | | |
| 設置者情報 (注9) | 発電事業者名 | 申請者と同じ | ← ⑪ | |
| | 代表者 | 役職 | 申請者と同じ | |
| | | 氏名 | 申請者と同じ | |
| | 住所 | (〒) 申請者と同じ | | |
| 添付書類 | | 書類名 | | |
| | ①構造図 | 位置図、敷地図、設備配置図、 システムフロー図 | ← ⑫ | |
| | ②配線図（注10） | 単線結線図 | ← ⑬ | |

| | | |
|-------------------------|-----------------------------------|-----|
| ③メンテナンス体制 確認書類（注11） | メンテナンス体制図 | ← ⑭ |
| ④運転開始年月日等 の証明書類（注12） | 新設のため該当なし | ← ⑮ |
| ⑤発電設備の内容を 証する書類（注13） | 炉・ボイラ組立図、タービン外形図、 発電機外形図、設計仕様書 | ← ⑯ |
| ⑥補助金確定通知書 （注14） | 該当なし | ← ⑰ |
| ⑦その他1 | 使用燃料の発熱量等計量分析実施予定書 | |
| ⑧その他2 | 運転月報 | |
| ⑨その他3 （注15） | バイオマス比率計算方法説明書 | ← ⑱ |
| ⑩その他4 | バイオマス燃料の使用計画書 | |
| ⑪その他5 | 誓約書 | |
| ⑫その他6 | 木質バイオマス証明書 | |

第2表

申請設備使用燃料一覧（バイオマス発電の場合に記載）（注2）

| 燃料 情報 | 燃料区分 （注16） | 燃料番号 （注17） | 燃料名 （注18） | 備考 （注19） |
|----------|---------------|-------------------|-------------------|-------------|
| | B | 01 | 木質チップ （間伐材等由来） | |
| C | 03 | 木質チップ （製材端材由来） | | |
| E | 02 | 木質チップ （建設廃材由来） | | |
| F | 14 | 重油 | 起動時のみ使用 | |

第3表

| | |
|------------------------------------|--------------------------|
| 地方税法第七十二条の四に規定する法人である場合にはチェックをすること | <input type="checkbox"/> |
|------------------------------------|--------------------------|

- (注1) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局
- (注2) 申請設備数が複数となる場合には、同じ表を追加すること。
- (注3) 発電設備の区分は次の記号にて記載すること。
A：太陽光発電設備（10kW以上）、C：風力発電設備（20kW未満）、D：風力発電設備（20kW以上）、U：洋上風力発電設備（20kW以上）、E：水力発電設備（200kW未満）、V：特定水力発電設備（200kW未満）、I：水力発電設備（200kW以上1000kW未満）、X：特定水力発電設備（200kW以上1000kW未満）、J：水力発電設備（1000kW以上30000kW未満）、Y：特定水力発電設備（1000kW以上30000kW未満）、K：地熱発電設備（15000kW未満）、L：地熱発電設備（15000kW以上）、M：バイオマス発電設備（メタン発酵ガス）、1：バイオマス発電設備（森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）燃焼、2000kW未満）、N：バイオマス発電設備（森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）燃焼、2000kW以上）、O：バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物残さ燃焼）、Q：バイオマス発電設備（建設資材廃棄物燃焼）、R：バイオマス発電設備（一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼）
なお、複数の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、それぞれの設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に設備認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。
また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。
- (注4) 発電出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数1桁（小数第2位切捨て）まで記載すること。太陽光発電の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が10kW未満となる場合は、様式第2により申請すること。
- (注5) 複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別途一覧表あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。
- (注6) 既設設備の場合、備考欄の「既設設備」のボックスにチェックを付して、運転開始年月日を記載すること。
- (注7) 太陽光発電についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は行を追加しそれぞれについて記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。

A 1 : 単結晶のシリコンを用いた太陽電池、A 2 : 多結晶のシリコンを用いた太陽電池、B : 薄膜半導体を用いた太陽電池、C : 化合物半導体を用いた太陽電池

変換効率は、日本工業規格C 8 9 6 0において定められた真性変換効率であって完成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率、又は、実効変換効率を記載することとし、備考欄の「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを入れること（真性変換効率>実効変換効率となるため、実効変換効率が認定基準を満たしていれば、真性変換効率も認定基準を満たしている。）。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

(注 8) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法（どの地点で、どの計量器で、等）を具体的に記載すること。

(注 9) 申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」と記載することでも良い。

(注 1 0) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計（計量法に基づく特定計量器）を配線図内で指し示すこと。

(注 1 1) 調達期間にわたり点検及び保守を行うことを可能とする体制が国内に備わっていること及び当該設備に関し修理が必要な場合に、当該修理が必要となる事由が生じてから三月以内に修理の実施が可能である体制が備わっていることを示す書類を添付すること。

(注 1 2) 既設設備の場合、運転開始年月日（若しくは設備の設置完了年月日、売電開始年月日）を証する書類を添付すること。

(注 1 3) 製品の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号若しくは番号を証する書類又は設備の設計仕様図若しくはそれに準じる書類を添付すること。太陽光発電の場合は、太陽電池の種類及び変換効率がわかる書類も併せて提出すること。

(注 1 4) 設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」、「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。

(注 1 5) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

(注 1 6) 燃料区分の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について、燃料区分名を次の記号にて記載すること。

[燃料区分]

A : メタン発酵ガス、B : 森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）、C : 一般木質バイオマス・農作物残さ（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）、D : 建設資材廃棄物、E : 一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス、F : その他（助燃剤等）

(注 1 7) 燃料番号の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について、次の番号にて記載すること。複数ある場合には複数記載すること。

[バイオマス燃料]

0 1 : 間伐材又は主伐材

0 2 : 建設資材廃棄物

- 03：01及び02以外の木材（製材端材や輸入木材等）
- 04：パーム椰子殻、もみ殻等の農作物残さ
- 05：一般廃棄物又は産業廃棄物（02及び06から12までに掲げるものを除く。）
- 06：鶏糞
- 07：下水汚泥
- 08：食品廃棄物
- 09：RDF
- 10：RPF
- 11：黒液
- 12：その他廃棄物由来のバイオマス燃料
- 13：その他のバイオマス燃料
〔バイオマス燃料以外の燃料（助燃剤として用いるものを含む。以下同じ。）〕
- 14：石油
- 15：石油ガス
- 16：可燃性天然ガス
- 17：石炭
- 18：上記14から17までに掲げるものから製造される製品又は燃料
- 19：上記14から18までに掲げるもので廃棄物となったもの
- 20：その他のバイオマス燃料以外の燃料

（注18）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。

（注19）起動時若しくは停止時のみに使用し、発電時に使用しない助燃剤は、備考欄に「助燃剤」と記載し、使用形態（起動時若しくは停止時）を備考欄に記載すること。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備認定申請書の記載方法

【バイオマス発電の場合】

| No | 必須有無 | 記 入 内 容 |
|----|------|---|
| ① | — | ・バイオマス発電の設置の際には、本様式により申請してください。 |
| ② | 必須項目 | ・申請書の提出日を記入します。 |
| ③ | 必須項目 | ・申請者の事業者情報を記入します。 ・住所、氏名（法人の場合は法人名称及び代表者の役職名、氏名）には、ふりがな（ひらがな）を付し、印鑑を押印します（法人の場合は代表者の登記印）。 |
| ④ | 必須項目 | ・申請書を提出する担当経済産業局（申請書内（注1）より選択）を 記号 で記入します。 |
| ⑤ | 必須項目 | ・当該申請設備の発電区分（申請書内（注3）より選択）を 記号 で記入します。 |
| ⑥ | 必須項目 | ・当該申請設備の発電出力（定格出力とし、小数第2位切捨て）、設備名称、所在地（設備の設置が複数の住所にまたがる場合は、その全ての住所）、を記入します。 （申請単位） ➤ 一の需要場所に複数の発電設備がある場合、系統線に接続する再エネ発電設備を設備認定申請の単位とします。 ➤ ただし、系統線に接続する発電設備の中に発電設備区分が異なるものがあり、各々の発電設備の売電量が計量可能である場合は、発電設備区分ごとの発電設備を認定申請の単位とします。 ➤ 再エネ発電設備を増設する場合（新設設備として取り扱うもの）であって、当該発電設備の売電量が計量可能な場合は、当該発電設備を認定申請の単位とします。 |
| ⑦ | — | ・バイオマス発電の場合は、記載不要です。（※太陽光発電設備のみ記入します。） |
| ⑧ | 必須項目 | ・運転開始年月日（申請時において運転開始していない場合は予定年月日）を記入します。 ※既存設備の場合、運転開始年月日（若しくは設備の設置完了年月日、売電開始年月日）を記入します。また、これまでバイオマス発電を行っていない既存設備で、新たにバイオマス燃料を発電に使用する場合は、バイオマス燃料の使用開始年月日を括弧書きで記入します。 |
| ⑨ | — | ・バイオマス発電の場合は、記載不要です。（※太陽光発電設備のみ記入します。） |
| ⑩ | 必須項目 | ・電気事業者に供給する電力量の計量方法を記入します。 ※販売電力量を計測する電力量計は計量法上の使用の制限を満たす計量器であること。 ※申請段階で電力量計が特定されていない場合は、電力量計を設置した後、「電力量計設置報告書」により速やかに報告すること（※本記載要領巻末7. 参考②を参照）。 ※増設分を既存設備とは別設備として新たに認定申請をする場合、「他設備の増設分として子メーター計測」と記入するとともに、他設備（既存設備）の設備IDも記入します。 ・当該申請設備の系統線への接続方法について、次のどの配線方法とするかを記入します。 ① 1の需要場所に1引込の配線とする。 ② 1の需要場所を2つの需要場所に分割し、需要場所ごとに1引込の配線とする。 ③ 電気事業法施行規則附則第17条に規定する需要場所の特例により、1の需要場所に2引込の配線とする。 |
| ⑪ | 必須項目 | ・当該申請設備を保有又は占有する事業者の事業者名、代表者の役職名、氏名、住所を記入します。 ※申請者と当該申請設備を保有又は占有する事業者が同じ場合は、「申請者と同じ」と記入しても差し支えありません。 |
| ⑫ | 必須項目 | ・構造図として、位置図（発電設備の所在地を示す図面）、敷地区（発電設備を設置する敷地全体を示す図面）、発電設備配置図（発電設備の配置状況を示す図面）、システムフロー図（バイオマスを経済電気に変換するシステム工程を示す図面）などを添付してください。 ・書類名は適切な名称を記入します。 |

| | | |
|---|------|--|
| ⑬ | | <ul style="list-style-type: none"> ・配線図は、発電機（発電設備）から取引用電力量計を經由して系統線（送電線）までの配線状況を示す図面です。一般的には単線結線図と呼ばれています。 ・配線図（単線結線図）上の電力量計（VCT、MOF*を含む）を引出し線で指し示し、「計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置する」旨について記載します。（※本記載要領巻末7. 参考①を参照） ・書類名は適切な名称を記入します。 <p>※一の需要場所内に、系統線に接続する発電機が複数ある場合は、全ての発電機が記載されている配線図を提出してください。</p> <p>※VCT、MOF：計器用変圧器、計器用変流器のこと。</p> |
| ⑭ | 必須項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・調達期間にわたり、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものかどうかを示す書類として、メンテナンス体制を示す書類を添付します。（※本記載要領巻末7. 参考③参照） ・体制図に記載する連絡先電話番号は国内のものに限ります。（施行規則第7条2項2号） ・メンテナンス責任者名の横には役職印又は会社印を押印します。 ・メンテナンス責任者となるSPCやO&Mが決まっていない場合は、発電事業者がメンテナンス責任者となって申請し、SPCやO&Mの決定後、運転開始前までに【様式3：変更認定申請書】を提出します。 ・体制図には主要発電設備の製造メーカー（会社名）を記載します。 <p>※申請段階でメンテナンス体制の細部事項（保守部署名、連絡先電話番号）が決定していない場合は、【様式5：軽微変更届出書】にて運転開始までに報告すること。</p> |
| ⑮ | 必須項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・新設設備の場合は「新設のため該当なし」と記載します。 ・既に運転を開始している設備については、その運転開始年月日（若しくは設備の設置完了年月日、売電開始年月日）を証明する書類（受給契約書、建築確認済証、設置完了証明書等）を添付してください。また、新たにバイオマス燃料を使用する設備については、これまでバイオマス燃料を使用していないことを証する書面（使用燃料が分かる運転月報、燃料使用記録表などや新たにバイオマス燃料を使用しようとするものの説明書）を添付してください。 ・書類名は適切な名称を記入します。 |
| ⑯ | 必須項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請時において、発電に用いる設備が具体的に特定されていることを証明するための書類です。 <p>※バイオマス発電設備については、以下の主要な発電設備の仕様書、図面を添付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「燃焼型発電」：炉・ボイラ、タービン、発電機等の外形図、姿図、組立図、平面図、断面図など ・「メタン発酵ガス発電」：メタン発酵設備、ガスホルダー、ガスエンジン・発電機等の外形図、組立図、姿図、平面図、断面図など ・「熱分解ガス化発電」：ガス化炉、ガス改質装置、ガスエンジン・発電機等の外形図、組立図、姿図、平面図、断面図など ・書類名は適切な名称を記入します。 |
| ⑰ | 必須項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電設備を導入するに当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」、「中小水力・地熱発電開発費等補助金」のいずれかを受給している場合は、補助金額確定通知書のコピーを添付してください。 <p>※「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」及び「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」については、平成21年度より統合され、「新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金」として執行されているため留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類名は適切な名称を記入します。 |

| | | |
|---|------|---|
| ⑱ | 任意項目 | <p>・その他の添付書類がある場合は、その他1、その他2の欄に書類名を記載します。 更に添付書類がある場合は、その他3、その他4・・・と添付書類数と同数の記載欄を追加して書類名を記載します。</p> <p>※バイオマス発電設備の添付書類は、設備内容、使用燃料、使用方法等により異なりますが、一般的には以下のような書類となります。</p> <p>1-1. 使用燃料の発熱量等計量分析実施予定書 ・使用する燃料の発熱量・水分率を計量分析することを約する書類です。 (本記載要領巻末の7. 参考④参照)</p> <p>1-2. ごみ組成分析実施予定書 ・自治体の清掃工場において、ごみの組成分析を実施することを約する書類です。 (※本記載要領巻末の7. 参考⑤参照)</p> <p>2. 燃料使用量記録表 ・月毎の燃料使用量の計量データを記録する書類です。具体的には、燃料使用量記録表、運転月報、燃料受払簿等です。</p> <p>3. バイオマス比率計算方法説明書 ・当該申請設備の具体的なバイオマス比率算定方法を説明する書面です。 (※記載要領巻末の7. 参考⑥参照)</p> <p>4-1. バイオマス燃料使用計画書 ・使用するバイオマス燃料(原料)の種類(燃料名、原料名)ごとに、年間の利用予定数量、予定購入価格及び調達先、出所を説明する書類です。 (※本記載要領巻末の2. 参考⑦参照)</p> <p>4-2. 年間ごみ処理予定量を示す書類 ・(バイオマス燃料使用計画書に代えて)自治体の清掃工場である申請設備における年間ごみ処理予定量を示す書類です。</p> <p>5. 木質バイオマス証明書 ・「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく木質バイオマス証明書です。(※「<u>発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン</u>」を参照)</p> <p>6. 誓約書 ・他事業者のバイオマスの調達に著しく影響を及ぼすことなく調達することを約する書面です。 (※本記載要領巻末の7. 参考⑧参照)</p> <p>7. 一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の設置許可、一般廃棄物処分業若しくは産業廃棄物処分業の許可を受けていることを証する書類 ・一般廃棄物、産業廃棄物である燃料を発電事業者が加工・処理する場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の設置許可、一般廃棄物処分業若しくは産業廃棄物処分業の許可を受けていることを証する許可証です。 ・既に上記許可を取得している場合は、その許可証(写し)を添付する。 ・申請設備が未設置である等の事情により未取得の場合は、「廃掃法上の誓約書」及び「申請設備の運用に必要な廃掃法上の許可及び許可取得に向けた対応状況」を添付する。 ・誓約書を添付した場合、当該許可を取得後、速やかに許可証(写し)を提出するものとする。</p> <p>(注) <u>FIT法に基づく設備認定を受けた場合であっても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「一般廃棄物処分業若しくは産業廃棄物処分業の許可を取得しない限り、一般廃棄物・産業廃棄物を受入れし、これらを燃料とする発電は行うことができない」ことに留意する。</u> (※本記載要領巻末の7. 参考⑨⑩参照)</p> |
|---|------|---|

| | | |
|---|----------------------|---|
| | | <p>8. 一般廃棄物処理施設の業務運営委託契約書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の清掃工場に係る申請者（発電事業者）が民間事業者である場合において、当該施設の発電事業者が申請者であることを証するために添付する業務運営委託契約書です。 ・添付する業務運営委託契約書は、契約書及び添付書類において次の事項を記載した契約条項等の抜粋部分を添付します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 一般廃棄物処理施設の業務運営を受託し、発電設備の運転管理を実施すること。 ② 当該発電設備による売電収入が受託者に帰属すること。 ③ ごみ組成分析の実施権者が受託者であること。 <p>9. 環境影響評価</p> <p>環境影響評価法及び環境影響評価に関する条例の対象事業については、環境影響評価方法書^{*1}に関する手続を開始したことを証する書類^{*2}を添付してください。</p> <p>※1 環境影響評価方法書の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続を定める条例等によっては、「環境影響評価方法書」という名称ではないものもあるが、その場合は「環境影響評価方法書」に類する書類、すなわち、環境影響評価を行う方法について検討した内容を記載する書類に当たるものを添付すること。 <p>※2 証拠書類の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの ・方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報誌のコピー（方法書そのものでは手続を開始した証拠書類とは見なせません） <p>※「50kW以上の太陽光発電設備」及び「太陽光以外の発電設備」の場合、「再生可能エネルギー発電設備の設置場所の決定に係る関係法令手続状況報告書」の添付が必要です。（※本記載要領巻末5. 参考⑩参照）</p> |
| ⑬ | <p>選択必須項目</p> | <p>※発電設備の区分がバイオマス発電である場合は、必須記入となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボイラ等に投入する、発熱量を有する全ての燃料（廃棄物を含む。）について記入します。 ・燃料区分欄には、当該申請設備の燃料区分（申請書内（注14）より選択）を記号で記入します。 ・燃料番号欄には、当該申請設備の燃料番号（申請書内（注15）より選択）を番号で記入します。 ・燃料名欄には、当該申請設備が使用する全ての燃料の具体名を記入します。 ・備考欄には、燃料や発電方法について説明すべき事項がある場合に記入します。 <p>※使用燃料がバイオマスである場合は、バイオマスであること又は当該燃料のバイオマス比率が明確であること若しくはバイオマス比率が算定できることが必要です。</p> <p><備考欄の記載事項の例示></p> <ul style="list-style-type: none"> ・助燃剤の使用方法を説明する例：「起動時・停止時のみに使用する。」 ・燃料区分が「A」の発酵メタンガスである場合の原料名を記載する例：「畜産糞尿、食品廃棄物」 |

| | | |
|---|--------------------|--|
| ⑳ | 選択必須 項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・発電事業者が、地方税法第72条の4に規定する法人に該当する場合にはチェックします。 (地方税法第72条の4に規定する法人) － 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区その他政令で定める公共団体 － 地方独立行政法人 － 法人税法別表第一に規定する独立行政法人 － 国立大学法人等及び日本司法支援センター － 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）に規定する地方公共団体金融機構 － 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団 |
|---|--------------------|--|

2. 再生可能エネルギー発電設備変更認定申請書

(1) 申請書様式

【バイオマス発電の場合】

様式第3 (第9条関係)

① → 再生可能エネルギー発電設備変更認定申請書
(10kW未満の太陽光発電設備を除く)

② → 平成27年2月15日

経済産業大臣 殿

③ → (ふりがな) とうきょうとちよだくかすみがせき
申請者住所 (〒100-0081) 東京都千代田区霞が関1-1-1
(ふりがな) けいざいさんぎょうかぶしきがいしゃ
だいひょうとりしまりやくしゃちょう けいざい いちろう
氏名
経済産業株式会社 代表取締役社長 経済一郎 印
(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第4項の規定に基づき認定発電設備について変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

④ ↓

変更対象設備 (注1)

| | |
|--------------|---|
| 設備ID | OA123456C13 |
| 設備名称 | 経済クリーンバイオマス発電所 |
| 設備の所在地 | 東京都千代田区霞が関1-1-1 |
| 発電出力 (kW) | 8,500.0 |
| 運転開始の有無 (注2) | <input checked="" type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後 (運転開始日: 年 月 日) |

変更概要 (該当項目をチェック: 複数選択可)

- 認定設備情報
- 認定設備使用燃料一覧 (バイオマス発電の場合)

担当経済産業局 (注3)

C

認定設備情報（注4）

| | | ⑦ 変 更 前 | ⑧ 変更の有無 | ⑨ 変 更 後 | ⑩ 変更理由 | ⑪ 備 考 |
|-------------------|--------------------|------------|--|-------------|---|--|
| 点検及び保守を行う体制（注5） | | | <input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし | | | |
| 太陽電池に係る事項（注6） | 製造事業者 | | <input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし | | <input type="checkbox"/> 製造事業者都合 <input type="checkbox"/> 上記以外 | |
| | 種類 | | <input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし | | <input type="checkbox"/> 製造事業者都合 <input type="checkbox"/> 上記以外 | |
| | 変換効率 | ← ⑫ | <input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし | | <input type="checkbox"/> 製造事業者都合 <input type="checkbox"/> 上記以外 | <input type="checkbox"/> 真性変換効率 <input type="checkbox"/> 実効変換効率 |
| | 型式番号 | | <input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし | | | <input type="checkbox"/> 除外事項該当性 |
| 発電出力(kW)（注7） | | 8,500.0 | <input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし | | <input type="checkbox"/> 電気事業者都合 <input type="checkbox"/> 上記以外 | |
| 発電設備の区分（注8） | | ○ | <input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし | | | |
| 電気事業者への電気の供給方法 | | | <input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし | | | |
| 電気事業者への電気供給量の計測方法 | | | <input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし | | | |
| 添付書類（注9） | ①変更内容説明書（注10） | ← ⑬ | — | 書類名：変更内容説明書 | 使用燃料の種類を追加 | |
| | ②構造図 | | <input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規 | 書類名： | | |
| | ③配線図 | | <input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規 | 書類名： | | |
| | ④メンテナンス体制確認書類（注11） | | <input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規 | 書類名： | | |

| | | | | | |
|-------------------------|--|--|--------------------|------------|--|
| ⑤発電設備の内容を証する書類 (注12) | | <input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規 | 書類名： | | |
| ⑥その他1 | | <input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規 | 書類名：発熱量等計量分析実施予定書 | 使用燃料の種類を追加 | |
| ⑦その他2 | | <input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規 | 書類名：運転月報 | 使用燃料の種類を追加 | |
| ⑧その他3 (注13) | | <input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規 | 書類名：バイオマス比率計算方法説明書 | 使用燃料の種類を追加 | |
| ⑨その他4 | | <input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規 | 書類名：バイオマス燃料の使用計画書 | 使用燃料の種類を追加 | |
| ⑩その他5 | | <input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規 | 書類名：誓約書 | 使用燃料の種類を追加 | |
| ⑪その他6 | | <input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規 | 書類名：木質バイオマス証明書 | 使用燃料の種類を追加 | |

↑
⑭

↑
⑮

認定設備使用燃料一覧（バイオマス発電の場合で変更がある場合に記載）

| 変更前 | | | 変更後 | | | 備考 |
|---------------|---------------|-------------------|---------------|---------------|-------------------|---------|
| 燃料区分 (注14) | 燃料番号 (注15) | 燃料名 (注16) | 燃料区分 (注14) | 燃料番号 (注15) | 燃料名 (注16) | |
| B | 01 | 木質チップ (間伐材等由来) | B | 01 | 木質チップ (間伐材等由来) | |
| C | 03 | 木質チップ (製材端材由来) | C | 03 | 木質チップ (製材端材由来) | |
| | | | C | 04 | PKS | 使用燃料の追加 |

↑
⑯

↑
⑰

↑
⑱

- (注1) 変更前の認定設備情報を記載すること。
- (注2) 運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
- (注3) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局
- (注4) 変更の有無記載欄については、変更が無い場合、「変更なし」のボックスにチェックし、変更後記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「変更あり」のボックスにチェックし変更内容を記載すること。変更理由欄又は備考欄は必要があれば記載すること。
- (注5) 点検及び保守を行う体制について、責任を行う事業者又は主要設備の製造事業者の変更がある場合に記載すること。
- (注6) 太陽光発電についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は行を追加しそれぞれについて記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池、A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池、B：薄膜半導体を用いた太陽電池、C：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率については、変更前に日本工業規格C8960において定められた真性変換効率であって完成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率を記載した場合は、備考欄の「真性変換効率」に、実効変換効率を記載した場合には、同欄の「実効変換効率」のボックスにチェックを付し、それぞれの数値を記載すること（真性変換効率>実効変換効率となるため、実効変換効率が認定基準を満たしていれば、真性変換効率も認定基準を満たしている。）。
また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
さらに、太陽電池の製造事業者名、種類又は変換効率の変更が、変更前の製造事業者が変更前の種類の太陽電池の製造の事業を行わなくなったことによる場合は、変更理由欄の「製造事業者都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。
- (注7) 発電出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数1桁（小数第2位切捨て）まで記載すること。太陽光発電の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の発電出力が、10kW未満になる場合は、様式第4により申請すること。また、電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあつては、変更理由欄の「電気事業者都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。
- (注8) 発電設備の区分は次の記号にて記載すること。

A：太陽光発電設備（10kW以上）、C：風力発電設備（20kW未満）、D：風力発電設備（20kW以上）、U：洋上風力発電設備（20kW以上）、E：水力発電設備（200kW未満）、V：特定水力発電設備（200kW未満）、I：水力発電設備（200kW以上1000kW未満）、X：特定水力発電設備（200kW以上1000kW未満）、J：水力発電設備（1000kW以上3000kW未満）、Y：特定水力発電設備（1000kW以上3000kW未満）、K：地熱発電設備（15000kW未満）、L：地熱発電設備（15000kW以上）、M：バイオマス発電設備（メタン発酵ガス）、1：バイオマス発電設備（森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）燃焼、2000kW未満）、N：バイオマス発電設備（森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）燃焼、2000kW以上）、O：バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物残さ燃焼）、Q：バイオマス発電設備（建設資材廃棄物燃焼）、R：バイオマス発電設備（一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼）

(注9) 以前の提出書類から変更がある項目は「変更あり」、変更がない項目は「変更なし」、以前提出しておらず本申請で新たに提出する書類の項目は「新規」のボックスにチェックすること。また、以前提出してなく本申請でも提出しない項目は「変更なし」のボックスにチェックすること。

(注10) 設備を変更しようとする理由及び変更の内容等を簡潔に記載した書面を提出すること。

(注11) 調達期間にわたり点検及び保守を行うことを可能とする体制について、変更後のものが、国内に備わっていること及び当該設備に関し修理が必要な場合に、当該修理が必要となる事由が生じてから三月以内に修理の実施が可能である体制が備わっていることを示す書類を添付すること。

(注12) 製品の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号若しくは番号を証する書類又は設備の設計仕様図若しくはそれに準じる書類を添付すること。太陽光発電の場合は、太陽電池の種類及び変換効率がわかる書類も併せて提出すること。

(注13) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

(注14) 燃料区分の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について、燃料区分名を次の記号にて記載すること。

[燃料区分]

A：メタン発酵ガス、B：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）、C：一般木質バイオマス・農作物残さ（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）、D：建設資材廃棄物、E：一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス、F：その他（助燃剤等）

(注15) 燃料番号の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について、次の番号にて記載すること。複数ある場合には複数記載すること。

[バイオマス燃料]

01：間伐材又は主伐材

02：建設資材廃棄物

- 03：01及び02以外の木材（製材端材や輸入木材等）
- 04：パーム椰子殻、もみ殻等の農作物残さ
- 05：一般廃棄物又は産業廃棄物
- 06：鶏糞
- 07：下水汚泥
- 08：食品廃棄物
- 09：RDF
- 10：RPF
- 11：黒液
- 12：その他廃棄物由来のバイオマス燃料
- 13：その他のバイオマス燃料
〔バイオマス燃料以外の燃料（助燃剤として用いるものを含む。以下同じ。）〕
- 14：石油
- 15：石油ガス
- 16：可燃性天然ガス
- 17：石炭
- 18：上記14から17までに掲げるものから製造される製品又は燃料
- 19：上記14から18までに掲げるもので廃棄物となったもの
- 20：その他のバイオマス燃料以外の燃料

（注16） 燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備変更認定申請書の記載方法 **【バイオマス発電の場合】**

| No | 必須有無 | 記 入 内 容 |
|----|---------------|---|
| ① | — | <p>・認定された再生可能エネルギー発電設備（10kW以上の太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス発電、地熱発電）において、以下に該当する場合は変更認定申請を本様式により申請してください。</p> <p><変更申請を要する場合></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 太陽電池のメーカー、種類、変換効率、型式番号の変更 2. 発電設備の出力の変更 3. 発電設備の区分の変更（太陽光9kW→11kWのように区分をまたぐ場合） 4. 供給する再生可能エネルギー電気の量の計測の方法の変更（全量から余剰など電力量計の配置を変更する場合や、増加する部分の供給量を別に計量する場合） 5. メンテナンス体制（メンテナンス責任者や主要設備をメンテナンスする会社）の変更 6. バイオマス発電設備において利用されるバイオマスの種類の変更 |
| ② | 必須項目 | <p>・申請書の提出日を記入します。</p> |
| ③ | 必須項目 | <p>・申請者の事業者情報を記入します。</p> <p>・住所、氏名（法人の場合は法人名称及び代表者の役職名、氏名）には、ふりがな（ひらがな）を付し、印鑑を押印します（法人の場合は代表者の登記印）。</p> |
| ④ | 必須項目 | <p>・変更対象設備の設備ID、設備名称、所在地、発電出力、運転開始の有無を記入します。</p> |
| ⑤ | 必須項目 | <p>・変更する情報項目を選択してチェックします。（複数項目を選択することもできます。）</p> <p>・設備情報を変更する場合は、「認定設備情報」をチェックします。</p> <p>・バイオマス発電設備の燃料等を変更とする場合は、「認定設備使用燃料一覧」をチェックします。</p> |
| ⑥ | 必須項目 | <p>・申請書を提出する担当経済産業局の記号（申請書内（注3）より選択）を記入します。</p> |
| ⑦ | 選択必須項目 | <p>・設備情報を変更する項目について、変更前の点検及び保守を行う体制、発電出力、発電設備の区分、電気事業者への電気の供給方法、電気事業者への電気供給量の計測方法を記入します。</p> <p>※子メーターを設置する場合、電気事業者への電気供給量の計測方法の欄に「子メーター計測」と記入するとともに、変更前の計測方法は「単独計測」と記入してください。</p> |
| ⑧ | 必須項目 | <p>・設備情報の各項目について、変更する場合は「変更あり」を選択、変更しない場合は「変更なし」を選択し、チェックします。</p> |
| ⑨ | 選択必須項目 | <p>・設備情報を変更する項目について、変更後の点検及び保守を行う体制、発電出力、発電設備の区分、電気事業者への電気の供給方法、電気事業者への電気供給量の計測方法を記入します。</p> |
| ⑩ | 必須項目 | <p>・変更理由を簡潔に記入します。</p> |
| ⑪ | 任意項目 | <p>・認定設備情報について記載すべき事項があれば記入します。</p> |
| ⑫ | — | <p>・バイオマス発電の場合は、記載不要です。（※太陽光発電設備のみ記入します。）</p> |
| ⑬ | 必須項目 | <p>・変更内容説明書（変更しようとする内容を簡潔に記載した任意様式の書面）を作成・提出します。</p> <p>・（注5）にあるように、大幅な出力変更に伴う変更認定申請であって、運転開始前の出力変更である場合は、当該説明書面に「運転開始前である。」と、また電気事業者都合による出力変更でない場合は、「自己都合による出力変更である。」と必ず明記してください。</p> |
| ⑭ | 必須項目 | <p>・提出書類について、前回の提出書類を変更する場合は「変更あり」を選択、変更しない場合は「変更なし」を選択、本申請で新たに提出する書類の場合は「新規」を選択し、チェックします。</p> |
| ⑮ | 選択必須項目 | <p>・「変更あり」、「新規」の提出書類がある場合は、その書類名を記入します。</p> <p>・書類名は適切な名称を記入します。</p> |

| | | |
|---|-----------------------|---|
| ⑯ | 選択必須項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス発電設備の燃料区分、燃料番号、使用燃料を変更する場合に記入します。 ・変更前欄には、前回申請までに記載した全ての燃料区分（申請書内（注14）より選択）、燃料番号（申請書内（注15）より選択）、使用燃料を記入します。 ・新たなバイオマス燃料を追加する場合は、使用するバイオマス燃料の種類ごとに、年間の利用予定数量、予定購入価格及び調達先、出所を説明する書類を提出すること。 |
| ⑰ | 選択必須項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・変更（追加）する全ての使用燃料について、燃料記号、燃料番号及び具体的燃料名を記入します。 |
| ⑱ | 任意項目 （※に該当する場合は必須） | <p>※備考欄に記載した内容を変更する場合は、変更後の内容について説明事項を記入します。</p> <p>備考欄の記載例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初申請時の「助燃剤を起動時、停止時のみに使用する。」を「助燃剤を発電時にも使用する。」に変更する。 |

3. 再生可能エネルギー発電設備軽微変更届出書

(1) 届出書様式

【バイオマス発電の場合】

様式第5（第10条関係）

① → 再生可能エネルギー発電設備軽微変更届出書

② → 平成27年2月15日

経済産業大臣 殿

③ →

(ふりがな) とうきょうとちよだくかすみがせき
届出者住所 (〒100-0081) 東京都千代田区霞が関1-1-1
(ふりがな) けいざいさんぎょうかぶしがいしゃ
だいひょうとりしまりやくしゃちょう けいざい さぶろう
氏名
経済産業株式会社 代表取締役社長 経済三郎 印
(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第5項の規定により、以下の事項について変更したので、次のとおり届け出ます。

④ ↓

変更対象設備（注1）

| | |
|-------------|--|
| 設備ID | OA123456C13 |
| 設備名称 | 経済クリーンバイオマス発電所 |
| 設備の所在地 | 東京都千代田区霞が関1-1-1 |
| 発電出力 (kW) | 8,500.0 |
| 運転開始の有無（注2） | <input checked="" type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後（運転開始日： 年 月 日） |

担当経済産業局（注3） C ← ⑤

⑥ ↓ ⑦ ↓ ⑧ ↓ ⑨ ↓ ⑩ ↓

認定設備情報及び発電事業者情報（注4）

| | | 変更前 | 変更の有無 | 変更後 | 変更理由 | 備考 |
|----|------|-----|---|-----|------|----|
| 情報 | 設備名称 | | <input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし | | | |

| | | | | | | | | |
|-------------|----------------|------|------|---|---|---|--------------------------------------|--|
| | 設備の所在地 (注5) | | | <input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし | | | <input type="checkbox"/> 別途一覧 表あり | |
| 設置者情報 | 発電事業者名 (注6) | | | <input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし | (ふりがな) | | | |
| | 代表者 | 役職 | | <input checked="" type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし | | | | |
| | | 氏名 | 経済一郎 | | <input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし | (ふりがな) | | |
| | | | | | | <input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし | けいざいさぶろう 経済三郎 | |
| 住所 | | (〒) | | <input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし | (ふりがな) | | | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし | (〒) | | | |
| その他 (注7) | | | | <input type="checkbox"/> 変更あり <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし | | | | |

(注1) 変更前の認定設備情報を記載すること。

(注2) 運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を別途提出すること。

(注3) 届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。

A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局

(注4) 変更の有無記載欄については、変更が無い場合、「変更なし」のボックスにチェックし、変更後記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「変更あり」のボックスにチェックし変更内容を記載すること。変更理由欄又は備考欄は必要があれば記載すること。

(注5) 実質的に同一事業場所での所在地名の変更に限る。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別途一覧表あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。なお、発電設備の運転開始前に設備認定を受けた場所での事業を断念し、別の場所で同じ設備を用いて事業を行おうとする場合には、事業を断念した場所に係る認定設備について廃止届出を提出し、新たな事業場所について改めて（新規の）認定を取得する必要がある。

(注6) 発電事業者名を変更する場合は、変更前の発電事業者を届出者とする。変更前の発電事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の発電事業者を届出者とする場合は、変更前の発電事業者から発電事業者たる地位を承継した事実又は変更前の発電事業者の承諾を得たことを証明する書類（契約書の写し（原本提示要）、戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。）

(注7) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備軽微変更届出書の記載方法 **【バイオマス発電の場合】**

| No | 必須有無 | 記 入 内 容 |
|----|-------------|--|
| ① | — | <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電設備情報のうち、設備名称、設備の所在地、発電事業者名、代表者名、届出者の住所が変更になった場合は、本様式により届出をします。 発電設備の変更（太陽電池のメーカー、種類、変換効率、型式番号の変更を除く。）の場合も、本様式のその他欄により届出をします。 |
| ② | 必須項目 | <ul style="list-style-type: none"> 届出書の提出日を記入します。 |
| ③ | 必須項目 | <ul style="list-style-type: none"> 届出者の事業者情報（変更後の情報）を記入します。 <p>※※発電事業者を変更する場合、まず、譲渡人と譲受人の間で発電事業の譲渡に関する契約が締結されるなど、発電事業が譲渡された事実があることが必要です。</p> <p>その上で、譲渡人が軽微変更届出を提出することで、認定上の発電事業者たる地位を譲受人へ変更する必要があります。（変更前と変更後の事業者両方の連絡票も添付）。</p> <p>その際、トラブル防止の観点から、譲受人が、発電事業者たる地位を譲渡人から承継した事実、又は譲渡人の承諾を得た事実、を証明する書類と印鑑登録証明書（印鑑証明書）を添付し、軽微変更届出には登録した印鑑を押印してください。</p> <p>なお、原則として、譲渡人が届出を行う必要がありますが、現在の認定者が死亡して相続が生じたなどやむを得ない場合に限って、譲受人が届出を行うことができます。</p> <p>●発電事業者たる地位を譲渡人から承継した事実、又は譲渡人の承諾を得た事実、を証明する書類について（写し可。各種書類は最新の内容が記載されたものを提出してください。各種証明書は原則として3か月以内に発行されたものを提出してください。）</p> <p>【相続の場合】 法定相続人全員の「戸籍謄本」及び「印鑑証明書」、「遺産分割協議書」又は「相続人の同意書」</p> <p>【法人の代表者変更の場合】 法人の「現在事項全部証明書」及び「印鑑証明書」</p> <p>【法人間又は個人間の譲渡の場合】 「譲渡契約書」又は「譲渡証明書」 →譲渡人、譲受人双方について</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人である場合には「現在事項全部証明書」及び「印鑑証明書」 個人である場合には「印鑑登録証明書」 |
| ④ | 必須項目 | <ul style="list-style-type: none"> 変更対象設備の設備ID、設備名称、所在地、発電出力、運転開始の有無を記入します。 |
| ⑤ | 必須項目 | <ul style="list-style-type: none"> 届出書を提出する担当経済産業局の記号（申請書内（注3）より選択）を記入します。 |

| | | |
|---|-----------------------|---|
| ⑥ | 選択必須項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・設備情報を変更する項目について、変更前の設備名称、所在地、発電事業者名、代表者名、届出者の住所を記入します。変更しない項目は、空欄とします。 ・上記に記載のない設備情報の変更がある場合は、「その他」欄を追加して記載します。また、この場合は、変更内容説明書を添付します。 <p>※所在地に係る軽微変更届出は、申請時点では未確定だった番地が確定した場合や、環境アセスメント等により事業予定地が拡大・縮小した場合のように、実質的に同一事業場所での事業と認められる範囲内の変更に限られます。</p> <p>※発電設備の運転開始前に設備認定を受けた場所での事業を断念し、別の場所で同じ設備を用いて事業を行おうとする場合には、事業を断念した場所に係る認定設備については廃止届出を提出していただき、新たな事業場所について改めて（新規の）設備認定を取得してください。</p> |
| ⑦ | 必須項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・設備情報の各項目について、変更する場合は「変更あり」を選択、変更しない場合は「変更なし」を選択し、チェックします。 |
| ⑧ | 選択必須項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・設備情報を変更する項目について、変更後の設備名称、所在地、発電事業者名、代表者名、届出者の住所を記入します。 <p>※所在地に係る軽微変更届出は、申請時点では未確定だった番地が確定した場合や、環境アセスメント等により事業予定地が拡大・縮小した場合のように、実質的に同一事業場所での事業と認められる範囲内の変更に限られます。</p> <p>※発電設備の運転開始前に設備認定を受けた場所での事業を断念し、別の場所で同じ設備を用いて事業を行おうとする場合には、事業を断念した場所については認定設備の廃止の届出を提出していただき、新たな事業場所について改めて新規の設備認定を取得してください。</p> |
| ⑨ | 必須項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・変更理由を簡潔に記入します。 |
| ⑩ | 任意項目 (※に該当する場合は必須) | <ul style="list-style-type: none"> ・設備情報について記載すべき事項があれば記入します。 <p>※合併、分割、事業譲渡などがあった場合は、その他欄にその旨を記入するとともに、その事実があったことを証する書面（契約書写しなど）を提出します。</p> <p>※事業譲渡等により、発電事業者が地方税法72条の4に規定する法人（p10の⑩参照）に該当することとなった場合、又は該当しなくなった場合には、その他欄にその旨記載します。</p> |

4. 再生可能エネルギー発電設備廃止届出書

(1) 届出書様式

【バイオマス発電の場合】

様式第6（第11条関係）

再生可能エネルギー発電設備廃止届出書

経済産業大臣 殿

① → 平成27年2月15日

② →

(ふりがな) とうきょうとちよだくかすみがせき
届出者住所 (〒100-0081) 東京都千代田区霞が関1-1-1
(ふりがな) けいざいさんぎょうかぶしきがいしゃ
だいひょうとりしまりやくしゃちょう けいざい いちろう
氏名
経済産業株式会社 代表取締役社長 経済一郎 印
(法人にあつては名称、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第11条の規定により、認定された再生可能エネルギー発電設備を廃止したので、次のとおり届け出ます。

廃止対象設備 廃止設備情報一覧による。

担当経済産業局（注1） C ← ③

廃止設備情報一覧（注2）

| 再生可能エネルギー発電設備の概要 | | 備考 |
|------------------|---------|---|
| 設備情報 | 設備ID | OA123456C13 |
| | 設備名称 | 経済クリーンバイオマス発電所 |
| | 設備の所在地 | 東京都千代田区霞が関1-1-1 |
| | 廃止年月日 | 平成27年2月15日 |
| | 運転開始年月日 | 平成25年4月1日 |
| | | <input type="checkbox"/> 運転開始前 <input checked="" type="checkbox"/> 運転開始後 |

| | | | | |
|---------------|--------|----|--------|--------|
| 設置者情報 (注3) | 発電事業者名 | | 届出者と同じ | |
| | 代表者 | 役職 | 届出者と同じ | |
| | | 氏名 | 届出者と同じ | |
| | 住所 | | (〒) | 届出者と同じ |

廃止理由

| |
|------------|
| 設備の老朽化のため。 |
|------------|

↑
⑦

- (注1) 届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局
- (注2) 届出設備数が複数となる場合には、同じ表を追加し、設備の概要を記載すること。代表者名を除き全ての項目を必須とする。
- (注3) 届出者と同じ場合は「届出者と同じ」と記載することでも良い。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備廃止届出書の記載方法

【バイオマス発電】

| No | 必須有無 | 記 入 内 容 |
|----|-----------------------|---|
| ① | 必須項目 | ・届出書の提出日を記入します。 |
| ② | 必須項目 | ・届出者の情報（届出時の情報）を記入します。 ・住所、氏名（法人の場合は法人名称及び代表者の役職名、氏名）には、ふりがな（ひらがな）を付し、印鑑を押印します（法人の場合は代表者の登記印）。 |
| ③ | 必須項目 | ・届出書を提出する担当経済産業局の記号（届出書内（注1）より選択）を記入します。 |
| ④ | 必須項目 | ・廃止する設備の設備ID、設備名称、所在地、廃止年月日及び運転開始年月日を記入します。 |
| ⑤ | 必須項目 | ・廃止する設備の廃止前の発電事業者名、代表者名、住所を記入します。届出者と同じ場合は、「届出者と同じ」と記入しても構いません。 |
| ⑥ | 任意項目 （※に該当する場合は必須） | ・必要に応じて記入します。 ※運転開始年月日について、該当する項目を選択し、チェックします。 |
| ⑦ | 必須項目 | ・設備の廃止理由を記入します。 |

<注意>設備の廃止届出の提出について

設備の廃止届出は、以下のような場合に提出してください。

なお、運転開始後の設備について廃止届出を提出する場合には、届出により当該設備は固定価格買取制度の対象外となりますので、電気事業者との契約関係の確認を必ず行ってから提出するようにしてください。

(運転開始前に廃止届出を提出する場合)

- ・認定は取ったものの、諸般の事情（系統連系が不可だった場合、資金調達できなかった場合等）により事業の実施を取りやめる場合※1
- ・同一設備について2重に認定を取ってしまった場合※2

(運転開始後に廃止届出を提出する場合)

- ・設備を撤去する場合
- ・同一設備について2重に認定を取ってしまった場合※2

※1 同一設備を用いて別の事業予定地において発電事業を行う場合でも、改めて、新規の設備認定を取る必要があります。

※2 この場合、片方の設備について廃止届出を出していただく必要がありますが、電気事業者に契約を申し込んでいる（又は契約を結んでいる）設備IDを確認し、契約を申し込んでいる（又は契約を結んでいる）設備IDが廃止されないよう注意してください。

5. 参 考

① 配線図の電力量計、非常用発電機等に係る補足説明（記載例）

（電力量計に係る補足説明）

- ・取引用電力量計（VCT、MOFを含む）若しくは証明用電力量計（VCT、MOFを含む）を囲み線等で表示し、この表示と補足説明（※図中の余白部に記載する）を引出し線で結ぶ。

1. 申請時に計量法上の使用の制限を満たす電力量計が設置済の場合の記載例

- ・電力量計の型式番号
- ・電力量計の検定番号（※1）
- ・電力量計の有効期限

電気主任技術者（※2） 氏 名 （印） ※押印を忘れないこと。

2. 計量法上の使用の制限を満たす電力量計を今後設置する場合の記載例

当該電力量を計測する電力量計は計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置します。設置後は速やかに報告します。

電気主任技術者（※2） 氏 名 （印） ※押印を忘れないこと。

（※1）変成器付計器の場合は合番号を記載する。単独計器の場合は記載不要です。

（※2）電気主任技術者又は発電事業者の職名、氏名を記載して押印をする。

（非常用発電機等に係る補足説明）

- ・配線図上で非常用発電機等を指し示し、図面内の余白部に記載する説明事項と引出し線で結ぶ。

1. 非常用発電機が設置済、若しくは設置される場合の記載例

非常用発電機の電気は系統線には逆潮しません。

電気主任技術者（※） 氏 名 （印） ※押印を忘れないこと。

2. 蓄電池が設置済、若しくは設置される場合の記載例

蓄電池の電気は系統線には逆潮しません。

電気主任技術者（※） 氏 名 （印） ※押印を忘れないこと。

（※）電気主任技術者又は発電事業者の職名、氏名を記載して押印をする。

② 電力量計を設置した場合の報告（記載例）

※ 認定後、電力量計を設置したときは、この記載例により速やかに報告するものとする。

電 力 量 計 設 置 報 告 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所
氏名

印

平成 年 月 日付、〇〇〇〇〇〇〇〇××第 号をもって認定を受けた、再生可能エネルギー発電設備に関する電力量計については、下記の通り計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置しましたので報告します。

記

- ・ 設備名称
- ・ 設備 I D
- ・ 申請時に当該電力量計を記載した書類名
- ・ 電力量計の設置年月日
- ・ 電力量計の型式番号
- ・ 電力量計の検定番号（※1）
- ・ 電力量計の有効期限

電気主任技術者（※2） 氏 名 印

（※1）変成器付計器の場合は合番号を記載する。単独計器の場合は記載不要です。

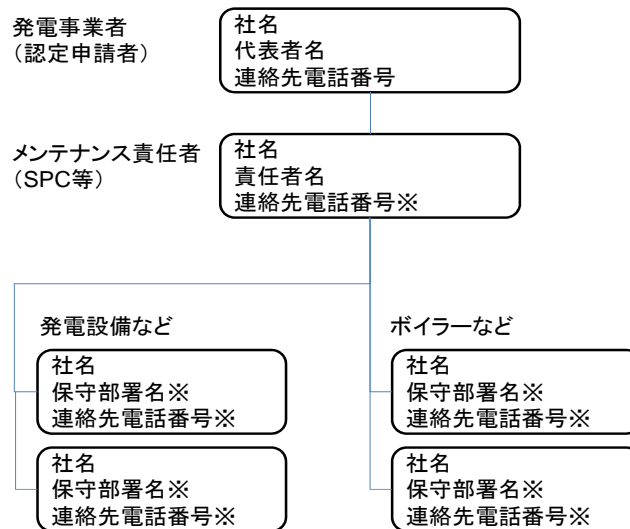
（※2）電気主任技術者又は発電事業者の職名、氏名を記載して押印する。

③ メンテナンス体制 (バイオマス発電の記載例)

〇〇発電所メンテナンス体制図

1. 発電所の名称
〇〇発電所
2. 発電所の所在地
〇〇県〇〇市〇番〇号
3. 発電事業者名
代表者名 △△△△
4. メンテナンス責任者
社名等 □□株式会社
責任者名 ×××× 印 (役職印または会社印)

(体制表参考図)



(体制が決定している場合)

上記体制表のとおり調達期間にわたり安定的かつ効率的な再生可能エネルギー電気の供給を維持する体制が国内に備わっています。また、当該設備に関し修理が必要な場合には、当該修理が必要となる事由が生じてから3か月以内に修理を開始することが可能な体制となっています。

なお、メンテナンス責任者及び主要設備をメンテナンスする会社に変更となる場合は変更認定申請書(様式第3)、その他細部(※、及びメンテナンス責任者名)が変更となる場合は軽微変更届(様式第5)にて速やかに報告します。

(申請時点で体制の細部[※保守部署名、連絡先電話番号]が決定していない場合)

上記体制表のとおり調達期間にわたり安定的かつ効率的な再生可能エネルギー電気の供給を維持する体制を国内に備えることとし、当該設備に関し修理が必要な場合には、当該修理が必要となる事由が生じてから3か月以内に修理を開始することが可能な体制とします。また、体制表に記載のない細部(※)については、軽微変更届(様式第5)にて運転開始までに報告します。

なお、メンテナンス責任者及び主要設備をメンテナンスする会社に変更となる場合は変更認定申請書(様式第3)、その他細部(※、及びメンテナンス責任者名)が変更となる場合は軽微変更届(様式第5)にて速やかに報告します。

④ 使用燃料の発熱量等計量分析実施予定書（記載例）

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 事業者名

代表者氏名

印

使用燃料の発熱量等計量分析実施予定書

当該設備で使用する燃料の発熱量、水分率については、次のとおり計量分析を実施します。

1. ○○○○

低位発熱量（乾ベース）については、月1回以上、別添計量分析報告書のとおり計量分析を実施します。

水分率については、月○回以上別添計量報告書のとおり計量分析を実施します。

2. ○○○○

低位発熱量（乾ベース）については、年○回以上別添分析報告書のとおり計量分析を実施します。

○○○○の水分率については、月○回以上の頻度で別添計量報告書のとおり計量分析を実施します。

3. 石炭

低位発熱量（乾ベース）については、搬入の都度、納入事業者から提供を受ける別添分析報告書の高位発熱量（乾ベース）を次式により低位発熱量（乾ベース）に換算します。

水分率については、月○回以上別添計量報告書のとおり計量分析を実施します。

$$\text{低位発熱量 (MJ/t)} = \text{高位発熱量 (MJ/t)} - 2500 \times (9 \times \text{水素分 (\%)} + \text{水分率 (\%)}) / 100$$

(※ 発熱量、水分率の分析項目、分析方法、分析データ等を記載した計量分析報告書のサンプル又はフォーマットを添付する。)

(注)

① 使用する全ての燃料名ごとに発熱量、水分率の計量分析を実施する必要がある。

ただし、一般に周知されている化石燃料（軽油、灯油、天然ガスなど）の発熱量については、計量分析を省略することができる。

② 発熱量の計量分析頻度は、原則として月1回以上とするが、燃料の性状等に応じて分析頻度を調整することができる。

③ 水分率の計量分析頻度は、燃料の性状、保管状況に応じた頻度とする。

⑤ ごみ組成分析実施予定書（記載例）

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 事業者名
代表者氏名

印

ごみ組成分析実施予定書

（※ 年間を通じて同一の方法（分析項目）で実施する場合）

当該設備で焼却する一般廃棄物のごみ組成分析については、昭和52年環整第95号の分析方法により、別添ごみ組成分析結果報告書のとおり、毎月1回以上実施します。

（※ごみ組成分析結果報告書のサンプル又はフォーマットを添付する。）

（※ 実施時期により、異なる方法（分析項目）で実施する場合）

当該設備で焼却する一般廃棄物のごみ組成分析については、年4回は昭和52年環整第95号の分析方法により別添1のとおり実施し、年8回はごみ組成分析のみを別添2のとおり実施します。

（※年4回、年8回それぞれのごみ組成分析結果報告書のサンプル又はフォーマットを添付する。）

⑥ バイオマス比率計算方法説明書（記載例）

1. バイオマス比率の計算方法

燃料区分ごとのバイオマス比率 η_{bx} は、それぞれ以下の計算式により求めるものとする。

$$\eta_{bx} = \frac{\sum_{i=X1, X2, X3\cdots} \{Hu_i \times (1 - w_i) - 2500w_i\} \times x_i}{\sum_{i=A, B, C\cdots} \{Hu_i \times (1 - w_i) - 2500w_i\} \times x_i}$$

2. バイオマス比率計算表

供給期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

| 燃料区分 | 燃料名 | 低位発熱量 Hu (kJ/kg) | 使用量 x (kg) | 水分量 w (kg/kg) | 熱量 (kJ) | バイオマス 比率 (%) |
|------|------------|------------------------|------------------|---------------------|------------|--------------------|
| B | バイオマス燃料A 1 | | | | | |
| B | バイオマス燃料A 2 | | | | | |
| 小計 | | | | | | |
| C | バイオマス燃料B 1 | | | | | |
| C | バイオマス燃料B 2 | | | | | |
| 小計 | | | | | | |
| D | バイオマス燃料C | | | | | |
| 小計 | | | | | | |
| F | 非バイオマス燃料D | | | | | |
| 小計 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

(注) バイオマス比率は、%単位の小数第4位を四捨五入し、小数第3位とする。

⑦ バイオマス燃料の使用計画書（記載例）

バイオマス燃料の使用計画書

1. 当該申請設備において使用するバイオマス燃料の使用予定数量、調達方法等は次のとおりです。

| 燃 料 名 | 年間利用 予定数量 (t/年) | 調 達 先 (会社名等) | 木材集荷地域 (都道府県名) | 木材の 水分率 (%) | 予定購入価格 (円/t) |
|-------|-----------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(注) ① 使用燃料がメタン発酵ガスの場合は、「バイオマス燃料」を「バイオマス原料」と表記する。

② 木材及び木質チップについては、都道府県別の年間利用予定数量を記載する。

③ 「木材集荷地域」欄について、木質チップの場合には、その原料の調達地域（都道府県名）を記載する。

2. 木質チップを調達するチップ工場

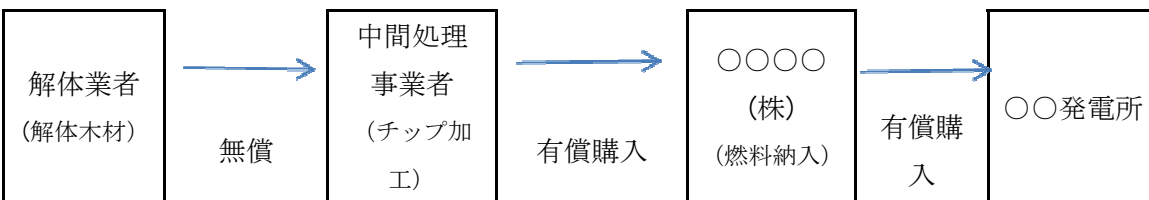
| チップ工場名称 | 所 在 地 | 処理能力 (t/日) | 占有率 (%) | 団体認定番号 |
|---------|-------|---------------|------------|--------|
| | | | | |
| | | | | |

3. バイオマス燃料の入手ルート（発生源～発電所）

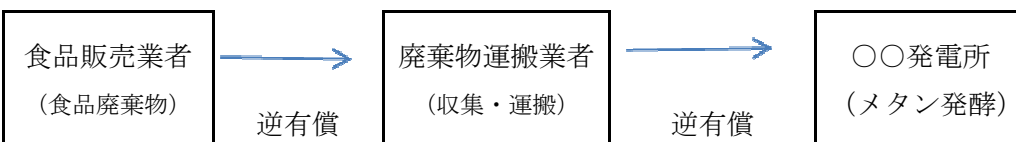
① 木質チップ（間伐材由来）



② 木質チップ（建設廃材由来）



③ 食品廃棄物



⑧ 他事業者のバイオマスの調達に著しく影響を及ぼすことなく
調達することを約する書面（記載例）

誓 約 書

平成 年 月 日

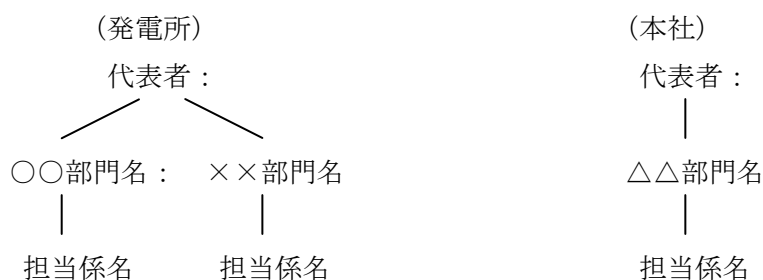
経済産業大臣 殿

申請者 事業者名
代表者氏名

印

当該申請設備において使用するバイオマス燃料である〇〇〇〇、〇〇〇〇については、同種類のバイオマスを利用する事業者による同種類のバイオマスの調達に著しい影響を及ぼすことなく調達することを誓約します。

なお、このため、以下の社内体制により取り組むこととしています。



〇〇〇部門に帳簿を置き、帳簿には社内体制、バイオマス燃料の種類ごとに、調達エリア、調達先、調達数量、価格等を記載します。

△△△部門において調達先が従前に供給していた供給先を把握した上で契約（変更契約含む）を締結します。

(運用)

- ① 体制には、最低限、発電所における担当者、部門長、責任者計3者の肩書き及び上位に管理部門が存在する場合にはその担当者、部門長、責任者計3者の役職名を記述すること。
- ② 直接の調達先が商社等仲介業者であっても、一次的な燃料の調達エリア、調達先、調達数量等を把握し、記載すること。
- ③ 組織に変更があった場合は、軽微変更届出書の提出を求める。

⑨ 廃掃法上の誓約書（記載例）

誓 約 書

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 事業者名

代表者役職・氏名

印

本申請に係る事業を実施する際に必要となる、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づく（一般廃棄物処分業・産業廃棄物処分業）の許可に関して、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- ① 本申請に対する認定を受けた場合であっても、当該認定が、事業の実施に必要な許可の取得に何ら影響を与えないものであることを理解した上で、本申請に係る事業の開始前に、当該許可を取得いたします。
- ② 当該許可の取得後速やかに、そのことを証する書類を提出いたします。
- ③ 本申請に係る事業の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に反することなく、本申請によって認定を受けた設備の運用を行います。

以上

⑩ 必要な廃掃法上の許可証及び許可証の取得に向けた対応状況（記載例）

申請設備の運用に必要な廃掃法上の許可証及び許可証の取得に向けた対応状況

申請者 事業者名
代表者氏名 印

申請設備を運用するために必要な廃掃法上の許可と許可取得に向けた対応状況は次のとおりです。

1. 申請設備を運用するために必要な廃掃法上の許可

- ① 一般廃棄物処理施設設置許可
- ② 一般廃棄物処理業許可
- ③ 産業廃棄物処理施設設置許可
- ④ 産業廃棄物処分業許可

2. 1. の許可を取得するための対応状況

- ① 一般廃棄物処理施設設置許可
- ② 一般廃棄物処分業許可
- ③ 産業廃棄物処理施設設置許可
- ④ 産業廃棄物処分業許可

(注)

- ① 1. の許可証の取得が必要な場合は「許可証が必要」、不要な場合は「取得済」、「対象物件なし」、「〇〇の規定により許可不要」などの事情を記載する。
- ② 2. については、取得が必要な許可証を取得するための対応状況を記載する。
(「事前相談中」、「施設設置許可申請準備中」、「講習会参加申込済」、「講習中」など)

⑪ 再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る関係法令確認書（記載例）

平成27年7月1日

経済産業大臣 殿

申請者 発電事業者名 **経済産業株式会社**
 代表者氏名 **代表取締役社長 経済一郎** 印

再生可能エネルギー発電設備の設置場所の決定に係る関係法令手続状況報告書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項第1号に基づく同法施行規則第8条第1項第2号の認定基準を満たし、又は満たすことが見込まれることについて、再生可能エネルギー発電設備の設置場所の決定に係る関係法令（条例・規則を含む。）及び当該法令の手続状況を下記のとおり提出します。

なお、当該設備を用いた発電事業の実施に当たっては、下記の法令を含め、関係法令を遵守いたします。

記

1. 関係法令確認に係る再生可能エネルギー発電設備（注1）

| | |
|--------------------|---|
| 発電事業者名 | 経済産業株式会社 |
| 発電事業者の連絡先（住所、電話番号） | 〒100-0081 東京都千代田区霞が関1-1-1 ☎ 03-1234-5678 |
| 発電設備の区分（注2） | M |
| 発電出力（kW） | 5,000 |
| 設備名称 | 経済クリーンバイオマス発電所 |
| 設備の所在地 | 〇〇県△△市□□1-1-1 |
| 運転開始年月日（又は予定日） | 平成29年4月1日 |
| 設備ID（※経済産業局記載欄） | |

2. 設備の設置場所の決定に係る関係法律への該当状況（注3）

| 項目 | 該当の有無 | 確認・相談先（部署名） |
|------------------------|--|------------------|
| 1. 国土利用計画法に基づく土地売買届出手続 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中 | 〇〇市△△部□□課 |
| 2. 都市計画法に基づく開発許可手続 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中 | 〇〇県△△部□□課 |

| | | |
|--|--|------------------------|
| 3. 農地法に基づく農地転用許可手続（農用地区域内の農地については、農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続も含む） | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中 | 〇〇県△△部□□課 |
| 4. 森林法に基づく林地開発許可等手続 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中 | 〇〇県△△部□□課 |
| 5. 森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出手続 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中 | 〇〇県△△部□□課 |
| 6. 文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 相談中 | 〇〇県教育委員会 |
| 7. 土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更に係る届出手続 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中 | 〇〇県△△部□□課 |
| 8. 自然公園法に基づく工作物新築等許可申請手続 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中 | 〇〇地方環境事務所 〇〇県△△部□□課 |
| 9. 河川法に基づく河川工作物設置等許可手続 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中 | 〇〇地方整備局工事事務所 |
| 10. 環境影響評価法に係る環境影響評価の手続 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中 | 〇〇県△△部□□課 |
| 11. その他の法律に係る手続（注4） （法令名： ） | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中 | |

3. 設備の設置場所の決定に係る自治体の関係条例・規則への該当状況（注3）

| | | |
|--|--|-----------|
| 1. 環境アセスメントに関する条例・規則に係る手続 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中 | 〇〇県△△部□□課 |
| 2. その他の条例・規則に係る手続（注5） （自治体名：〇〇県 ） （条例名：〇〇県△△条例 ） | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中 | 〇〇県△△部□□課 |

（注1）認定申請に係る発電設備の情報を記載すること

（注2）A：太陽光発電設備（50kW以上）、C：風力発電設備（20kW未満）、D：風力発電設備（20kW以上）、U：洋上風力発電設備（20kW以上）、E：水力発電設備（200kW未満）、V：特定水力発電設備（200kW未満）、I：水力発電設備（200kW以上1000kW未満）、X：特定水力発電設備（200kW以上1000kW未満）、J：水力発電設備（1000kW以上3000kW未満）、Y：特定水力発電設備（1000kW以上3000kW未満）、K：地熱発電設備（1500kW未満）、L：地熱発電設備（1500kW以上）、M：バイオマス発電設備（メタン発酵ガス）、1：バイオマス発電設備（森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）燃焼、2000kW未満）、N：バイオマス発電設備（森林における立木竹の伐採又は

間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）燃焼、2000kW以上）、O：バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物残さ燃焼）、Q：バイオマス発電設備（建設資材廃棄物燃焼）、R：バイオマス発電設備（一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼）

なお、複数の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、それぞれの設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に設備認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。

また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

(注3) 掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関に照会する等により、最終的な確認・判断を行うこと。行政機関と許認可の該当有無について相談中の場合、「相談中」を選ぶこと。

(注4) 掲載した法律のほかに該当するものがあれば記入すること。

(注5) 掲載した条例のほかに該当するものがあれば記入すること。